

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2023 年 6 月 12 日

明石市長 殿

提出者

住 所

明石市中崎1丁目5-1

氏 名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

明石市水道局

明石市公営企業管理者 杉浦 隆志

電話番号

078-918-5068

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	明石市水道局 鳥羽浄水場
事 業 場 の 所 在 地	明石市鳥羽1506-1
計 画 期 間	2023年4月1日 ~ 2024年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事 業 の 種 類	3611 上水道業
② 事 業 の 規 模	51,000m ³ /日
③ 従 業 員 数	12名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>【自社処理⇒埋立の工程】</p> <p>水処理工程 →(浄水) ↓ 無機性汚泥 ↓ 機械脱水 ↓ 脱水汚泥(ケーキ) ↓</p> <p>【浄水汚泥の処理工程】</p> <p>水処理工程 ↓ 汚泥収集・搬出・運搬 ↓ 脱水汚泥(ダイセキ)</p>

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

浄水担当課長(総括責任者)

浄水場長(廃棄物管理責任者)

浄水場職員(廃棄物管理担当者)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度(2022 年度)実績】	
産業廃棄物の種類	0200 汚泥
排 出 量	16301 t
(これまでに実施した取組)	
①現状 浄水処理に伴う廃棄物であるため、発生汚泥量の大幅な減少は困難であるが、処理工程における薬品の使用量を適正に管理している。	
【目 標】	
産業廃棄物の種類	0200 汚泥
排 出 量	16301 t
(今後実施する予定の取組)	
②計画 浄水処理に伴う廃棄物であるため、発生汚泥量の大幅な減少は困難である。しかしながら、処理工程における薬品の使用量を適正に管理することにより、中長期的には水処理汚泥の発生量を減らすことが出来ると考えられる。	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃油・廃蛍光管・廃プラスチック類の産業廃棄物に関しては指定場所にて掲示を行い適切に保管している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃油・廃蛍光管・廃プラスチック類の産業廃棄物に関しては指定場所にて掲示を行い適切に保管していく。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度(2022 年度)実績】		
		産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
①現状		自ら再生利用を行つ た産業廃棄物の量	—	t
		(これまでに実施した取組)	—	
		【目 標】		
		産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
②計画		自ら再生利用を行つ た産業廃棄物の量	—	t
		(今後実施する予定の取組)	—	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度(2022 年度)実績】		
		産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
①現状		自ら熱回収を行つ た産業廃棄物の量	—	t
		自ら中間処理により減量 した産業廃棄物の量	15676	t
		(これまでに実施した取組)	浄水処理に伴う廃棄物であるため、発生汚泥量の大幅な減少は困難であるが、処理工程における薬品の使用量を適正に管理している。	
		【目 標】		
		産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
②計画		自ら熱回収を行つ た産業廃棄物の量	—	t
		自ら中間処理により減量 する産業廃棄物の 量	15676	t
		(今後実施する予定の取組)	浄水処理に伴う廃棄物であるため、発生汚泥量の大幅な減少は困難である。しかししながら、処理工程における薬品の使用量を適正に管理することにより、中長期的には水処理汚泥の発生量を減らすことが出来ると考えられる。	

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度(2022 年度)実績】		
		産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行つ た産業廃棄物の量	—	t t
①現状	(これまでに実施した取組)		—	
		【目標】		
		産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行つ た産業廃棄物の量	—	t t
②計画	(今後実施する予定の取組)		—	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度(2022 年度)実績】				
		産業廃棄物の種類	0200 汚泥			
		全処理委託量	625 t	t		
		優良認定処理業者 への処理委託量	64 t	t		
		再生利用業者への 処理委託量	0 t	t		
		認定熱回収業者へ の処理委託量	0 t	t		
		認定熱回収業者以 外の熱回収を行つ業 者への処理委託量	0 t	t		
		(これまでに実施した取組)				
		中間処理委託業者は優良認定処理業者に委託している。				

(第5面)

【目標】	
産業廃棄物の種類	0200 汚泥
全処理委託量	625 t
優良認定処理業者への処理委託量	64 t
再生利用業者への処理委託量	0 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t
(今後実施する予定の取組) 入札によるが、中間処理業者には可能な限り優良認定処理業者に委託していく。	
※事務処理欄	

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。